

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	福岡県私設病院協会看護学校
設置者名	一般社団法人福岡県私設病院協会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	89単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://kangosc.jp/news/syugakushien2025/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	福岡県私設病院協会看護学校
設置者名	一般社団法人福岡県私設病院協会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	(1) 教育方針、教育計画及び教育内容に関する事項 (2) 学生の定員、入学、卒業認定及び賞罰に関する事項 (3) 予算、決算に関する事項 (4) 学校の運営、管理、学校の規程に関する事項 上記の事項について審議し決定した内容を設置法人に報告し、承認を得る。客観的な視点を取り入れることで、より質の高い教育及び健全な学校経営を行うために活用する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
医療法人 理事長	2024. 6. 11～ 2026. 5. 31	
社会医療法人 理事長	2024. 6. 11～ 2026. 5. 31	
医療法人 理事長兼院長	2024. 6. 11～ 2026. 5. 31	
社会医療法人 理事長	2024. 6. 11～ 2026. 5. 31	
医療法人 理事長兼院長	2024. 6. 11～ 2026. 5. 31	
社会医療法人 院長	2024. 6. 11～ 2026. 5. 31	
医療法人 理事長	2024. 6. 11～ 2026. 5. 31	
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	福岡県私設病院協会看護学校
設置者名	一般社団法人福岡県私設病院協会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
1 年次・2 年次の授業計画書は各担当教員と教務主任が毎年見直し、検討を行う。授業ごとに各担当教員が授業計画を作成し、教務主任が確認し決定する。4 月に講義概要として、学生に配布する。 実習に関わる授業計画については、教務主任、実習調整者が作成し、1・2 年生については、4 月に公表し、3 年生については、2 年次の 2 月に実習要項として配布している。	
授業計画書の公表方法	講義概要・実習要項を学校受付にて閲覧可能
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
学則第 7 章 履修認定及び卒業 (履修認定) 第 24 条 全課程の履修認定は、学業成績、実習評価、出席状況及び学習状況を総合して行う。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 絶対評価として、各科目 100 点をもって満点とし、60 点以上を合格点とする。 相対評価としては、学年間で、総科目の平均点から学年順位を決定している。 相対評価において成績の下位 4 分の 1 にあたる者の特定が行われる。 絶対評価・相対評価については、各学年前期・後期の 2 度、学生本人及び保護者に成績表を送付する。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	学生便覧・実習要項を学校受付にて閲覧可能
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 学則第 7 章 履修認定及び卒業 (卒業) 第 25 条 学校長は、全課程を修了し、履修認定を受けた者について、卒業を認定する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学生便覧を学校受付にて閲覧可能

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	福岡県私設病院協会看護学校
設置者名	一般社団法人福岡県私設病院協会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	総会資料 協会受付にて閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	総会資料 協会受付にて閲覧可能
財産目録	総会資料 協会受付にて閲覧可能
事業報告書	総会資料 協会受付にて閲覧可能
監事による監査報告（書）	総会資料 協会受付にて閲覧可能

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		看護専門課程	看護学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼	109単位	単位時間 86/単位	単位時間 /単位	単位時間 23/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	
			109／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
240人		251人	人	20人	80人	100人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業ごとに各担当教員が授業計画を作成し、教務主任が確認し決定する。 4月に学年ごとに講義概要として、学生に配布する。 実習に関わる授業計画については、教務主任、実習調整者が作成し、1・2年生については、4月に公表し、3年生については、2年次の2月に実習要項として配布している。
成績評価の基準・方法
（概要） 絶対評価としては、各科目100点をもって満点とし、60点以上を合格点とする。 相対評価としては、学年間で、総科目の平均点から学年順位を決定している。
卒業・進級の認定基準
（概要） 学則第7章 履修認定及び卒業 （履修認定） 第24条 全課程の履修認定は、学業成績、実習評価、出席状況及び学習状況を総合して行う。

学修支援等
(概要) 担任制による個別指導の充実

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
78人 (100%)	2人 (2.5%)	69人 (88.5%)	7人 (9.0%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 県内の病院を集めての就職説明会の開催			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
250人	6人	2.4%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) スクールカウンセラーによるカウンセリング		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	300,000 円	540,000 円	326,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校関係者評価報告書 学校受付で閲覧可能		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
○評価項目 Ⅰ. 教育理念・教育目的 Ⅱ. 教育目標 Ⅲ. 教育課程経営 Ⅳ. 教授・学習・評価過程 Ⅴ. 経営・管理過程 Ⅵ. 入学 Ⅶ. 卒業・就業・進学 Ⅷ. 地域貢献・国際交流 Ⅸ. 研究 ○評価委員の構成 医療従事者・卒業生・その他看護教育に関する有識者、2名以上4名以内で構成する ○評価結果の活用方法 学校関係者評価委員会においての「自己点検・自己評価表」に関する意見を踏まえ、副学校長を責任者として翌年度の学校運営の継続的な改善を図る。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
医療法人 看護部長	2024.6.9～2026.6.8	医療従事者
医療法人 顧問	2024.6.9～2026.6.8	医療従事者・看護教育に関する有識者

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校関係者評価報告書 学校受付で閲覧可能
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校関係者評価報告書 学校受付で閲覧可能
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H140313000733
学校名（〇〇大学 等）	福岡県私設病院協会看護学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	一般社団法人福岡県私設病院協会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		4 5 人（0）人	4 5 人（0）人	4 8 人（0）人
内 訳	第Ⅰ区分	2 6 人	2 0 人	
	（うち多子世帯）	（0 人）	（0 人）	
	第Ⅱ区分	1 1 人	1 3 人	
	（うち多子世帯）	（0 人）	（0 人）	
	第Ⅲ区分	一 人	一 人	
	（うち多子世帯）	（0 人）	（0 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一 人	一 人	
	区分外（多子世帯）	0 人	0 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0 人（0）人
合計（年間）				4 8 人（0）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	一人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が「廃止」の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))		
	年間	前半期	後半期	
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人	

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	一人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。